

旭川医科大学病院医療安全管理部要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和7年6月30日病院長裁定)

旭川医科大学病院医療安全管理部要項の一部を改正する要項

旭川医科大学病院医療安全管理部要項（平成16年4月1日病院長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(部長、副部長及び部員)</p> <p>第4 部長は、<u>病院長が指名する教授又は准教授</u>をもって充てる。</p> <p>2 部長は、医療安全管理部の業務を掌理する。</p> <p>3 副部長は、<u>専任リスクマネジャーのうちから病院長が指名する者</u>をもって充てる。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和7年7月1日から施行する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>医療安全管理部の体制整備を図るため、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(部長、副部長及び部員)</p> <p>第4 部長は、<u>病院長が指名する副病院長</u>をもって充てる。</p> <p>2 部長は、医療安全管理部の業務を掌理する。</p> <p>3 副部長は、<u>次に掲げる者</u>をもって充てる。</p> <p><u>(1) 病院長が指名する診療科長又は副診療科長 1人</u></p> <p><u>(2) 専任リスクマネジャー</u></p> <p>4～6 (略)</p> <p>(略)</p>